

名古屋市教育委員会臨時会
(議会上程後公開)

令和 2 年 3 月 6 日
午後 4 時 28 分
教育委員会室

議 事

日程 1 教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関する条例の制定について

出席者

鈴木 誠 二 教育長
小 栗 成 男 委 員
船 津 静 代 委 員
小 嶋 雅 代 委 員
西 淵 茂 男 委 員

教育次長始め、事務局員 10 名 ※傍聴者 5 名

(鈴木教育長)

ではこれより、日程第 1「教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関する条例の制定について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(樋口総務課長)

日程第 1「教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関する条例の制定について」をご説明いたします。

これは、教育委員会が教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を定め、当該方針の実効性を高めるために条例等の整備その他必要な措置を講ずるよう、文部科学省から指針が示されたため、新たに条例を制定するものでございます。

内容といたしましては、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置は、教育委員会の定めるところにより行うこととするものでございます。

これまで、教育職員の業務量管理については、文部科学省が示してきたガイドラインを踏まえ、第 3 期名古屋市教育振興基本計画にも目標として掲げてきたところです。具体的

には、全ての教育職員の正規の時間外の在校等時間を月 45 時間、年 360 時間以内とするよう定めてまいりました。

今回この条例の制定による在校等時間の考え方は、これまでと変わるものではございませんが、文部科学省から条例や規則に明示することで実効性を高めるよう、全国の都道府県・政令市に強く指導があったことから、条例制定を議会にお諮りしたいと考えているところです。

なお、本条例について市会の議決後、3 月最後の教育委員会会議において、先ほど申し上げた在校等時間を月 45 時間、年 360 時間以内等と定める教育委員会規則をお諮りする予定でございます。

施行期日は、令和 2 年 4 月 1 日でございます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

(鈴木教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問があればお願いします。

(小栗委員)

この前の時間の情報交換の話も含めての質問になってくるのですが、45 時間以上が約 35%で、年間で 360 時間以上が 50%ということ。また月によって違いがあり、個人差があるということですが、おそらく、ICT が進めば進むほど、この時間を守ろうとすると在校時間を相当減らしていかなければならない。そうすると持ち帰りみたいな事が出てきたりとか、特に ICT であれば、逆にそれを推奨しながら自宅の時間も勤務時間としてみていくことも必要になってくるのではないかと思います。その点、部活動とかも減らしながらやっておりますが、とても大変なことだと思います。令和 5 年ぐらいまでにとということなので、あと 3 年くらい猶予があるにしても、今申し上げたようなこと、それから教育長、その他の方からもお話があったのですが、もっと重大な問題で行くと、教員の志望数が減ってしまったりしていくと、学校の先生に対する魅力付けとか、そういったことが出てくるのではないかと思います。

その上での質問になりますが、これはまったく別の分野からの質問ですが、結論的には学ぶことが多すぎるのかと思います。教科が。例えば音楽、図工、道徳、算数、国語とか。教科書も多いし、学ぶことも多すぎるので、本来学ぶ事をもっと文部科学省が減らすことが重要ではないかと思います。

結果的に先生方の労働時間とか、子どもたちの教育、記憶負担とかですね、そういったことにつながるのではないかと思いますので、その点どうお考えでしょうか。

(橋本教職員課長)

委員ご指摘の月あたり 45 時間を超えるということで申し上げますと、この前の時間の説明であいまいな所があったので補強いたしますと、毎月ごとに 45 時間を超える者の数を出しておりまして、その毎月のパーセンテージを出して、それを年で平均するような形で今考えているのですが、今年度につきましてはを超える者が 1 月までで 34.9%です。

昨年、同じく 1 月までのところでいきますと、38.8%。その前の平成 29 年度でいきますと 41.5%といったように、着実には減らしてきているところでございます。年間を通して 360 時間というところにつきましては昨年度で申し上げますと、60%。これが 360 時間以上という形でございます。そのようなことを令和 5 年度までに 0 にということでございます。他の言葉を取ってくる言い方になってしまいますが、働き方改革に特効薬なし、ということで教育委員会や学校や教職員やそれぞれの立場でできることに取り組んで、なんとか上限時間内に収まるように業務量を管理するということが我々が進めていける内容かと思っております。

ただ、今、大きな部分になってまいりますとちょっと私の範疇を超えてしまいますのでお答えが難しいかと思えます。

(西淵委員)

小栗委員が言われたのは、これから ICT とかが入ってくると非常に教員の働き方まで変わってくるということが、近々想定されるという時に働き方の問題も考えておく必要があるのではないか、というご指摘だったと思います。

そして、内容を精選するということは、今回文部科学省で学習指導要領を改定する時に教育課程を作る方の委員の中にも、そういうことを言われた方がおりまして、「Less is more」、シェイクスピアの言葉を借りて、少ないけれども汎用性のある知識を与えるというような学び方が大事だということが非常に強く言われて、少し減らそうという意見があったのですが、前にかなり減らしている手前、その時にかんりの批判があったので、今回は学習指導要領の内容というのは、それほど変わっていないと思います。だけど、学び方をどういうふうに学ばせるかということで、汎用性のある知識を与えて内容を絞るということは、方向性としてはそういうことがあるのではないかと私は思っております。

ここから意見になりますが、名古屋市は教育振興基本計画で既に働き方の問題は、方向性を持って示されていたので、今回説明の中で文部科学省がやれと言ったのでやるというように聞こえるので、そうではなくて、目指すべきものをきちんと示しているの、たまたまこの条例を制定しても、そこが揺らぐものではないですし、より実効性のあるものになるということで、この条例を制定していく必要があると思います。

先ほどの説明だと、文部科学省に言われたので私たちは作るんですとなってしまうと、それはちょっと本末転倒かなと思いますので、そこのへんだけ、趣旨をとらえた方がよいかと思いました。

(藤井教育次長)

小栗委員から学ぶ量が多すぎるのではないかとというご指摘がある中で、今、西淵委員から教育振興基本計画でちゃんと位置付けて色々な施策を進めていく中の一つに、小学校でいうと担任の先生が多く教科をみていて、そのすべての教科の教材研究をやっていくとなると、例えば部活動が民間委託されたとしても、なかなか時間が削減できていないこともあります。

そういったところから、例えば、教科の話だけで言うと、教科担任制というものをできるだけ導入して、先生が持つ教科の数を少なくする。また、専門の方を入れて専門性を高めた授業をやっていくというようなことも考えておりますし、授業の準備で必要なこと、例えばプリントを印刷するとか、コピーするとか、単純作業みたいな形でお願いできることがあるならば、スクールサポートスタッフという外部の方を入れて、そういう作業をやっていただくということもより進めたいとは考えております。

そういったところで縮減みたいなこともやっていこうという考え方も持っておりますのでよろしくお願いします。

(小栗委員)

今おっしゃられたとおりだということと、せっかく本市が先駆けて学校のソーシャルワーカーとか、キャリア制度なんかも導入されているので、言葉でいうと分業的に、これまで情緒的なことがあって、先生たちもかわいいか愛情があって、「これは自分が見なきゃいけない」というようなこともあった部分をもっと明確に分業化をし、それぞれの役割をはっきりしていくことも必要かと思います。今後の働き方変革の方向についてはそういうふうに感じました。

(藤井教育次長)

おっしゃっていただいたように、子ども応援委員会の機能をより学校の中に入れてやっていくということで先生たちがこれまで取り込んで抱え込んでいたことを、これだけにし、あとは専門家に任せるということも必要かと思います。それは教員の意識もですし、それからもちろん子ども応援委員会を機能的に動かすために、来年度は主任制みたいなものを取り入れて、よりうまく動かせるようにシステムを考えて参ります。それから AI を導入したデータ解析等も来年度、研究を進めていこうと考えておりますのでよろしくお願いします。

(小栗委員)

ありがとうございます。

(鈴木教育長)

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

(船津委員)

基本的な質問ですが、先ほどのご説明で名古屋市では既に取り組んできているし、数字的なところは下がってきていて、今さら条例を定めるほどのこともないかもしれないけども、条例を定めるとなると当該方針の実行性を高めるため、という用語が入っているので、これはプラスなにがしかのことをやっていきますよということを踏まえての条例ということではよろしいのでしょうか。

今までのことをそのままやっていきますなのか、条例を制定してここの趣旨のところに当該方針の実効性を高めるとなると、今まで以上に高めるという約束のもとに、ということになるのでその点はいかがでしょう。

(橋本教職員課長)

繰り返しになってしまいますが、これまでも繰り返してきたことをさらにやれることを一つでも多く見つけ出していく中で、教育次長が申しましたようにスクールサポートスタッフというものが有効であるならば、それをさらに増やす方法はないのかとか、教科担任制を用いることで教員が教材研究をする時間を設けることができるのか、というようなことや各学校の活動をサポートしてもらおう仕組みはどのようなものがあるのかといったようなことなど、ありとあらゆる総合的にやれることを見出していった働き方改革を進めていきたいという意図でございます。

(船津委員)

そうしますと、今までやっていることが条例化することでさらに拍車がかかるとか、注目されることによって実効性が高まるとか役立つものであります、ということでの設定で良いということですね。

(西淵委員)

そうだと思いますよ。議会が条例を作るわけですから。議会も予算編成のチェック機能を持っているわけですから、そういうものが充実していく。だからやるわけですよ。

外から言われたからやるというのであれば止めた方が良くと思います。

(藤井教育次長)

条例を制定することで重みができます。それから条例となると、今言っていたようにオール市役所で取り組む。そうすると、例えば教員の時間数を減らすための必要な施

策として教員増が必要とか、それから他の事業をやっていこうというところで、予算措置を求めている、理解をいただき、それを広めていくと。それが実行性につながるのではないかと考えております。

(鈴木教育長)

よろしいでしょうか。

(船津委員)

はい。

(鈴木教育長)

では、他にご意見もないようですので日程第 1「教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関する条例の制定について」につきましては、原案どおりでご異議なしとお認めしてよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

これで、本日予定の案件は全て終了いたしました。

以上で教育委員会臨時会を終了いたします。

ありがとうございました。

午後 4 時 46 分終了